提案基準１５　　有料老人ホームについて（開発許可、建築許可）

市街化調整区域における有料老人ホームの開発許可、建築許可については、下記の要件に該当して市街化調整区域に立地することがやむを得ないと認められるものについて取扱うものとする。

記

（適用範囲）

1　この基準の適用をうけるものは､老人福祉法第２９条第１項に規定する有料老人ホームのうち、次のいずれにも該当して市街化調整区域に立地することがやむを得ないと認められるものに限る。

(1) 当該有料老人ホームの設置及び運営は、厚生労働省の策定する有料老人ホームの設置運営標準指導指針における基準に適合していること。

(2) 当該有料老人ホームに係る権利関係は、利用権方式または賃貸方式のものであり、分譲方式でないこと。

(3) 当該有料老人ホームの立地について、市長が承認を与えたものであること。

(4) 当該有料老人ホームは、原則として市街化調整区域に存する医療、介護機能と密接に連携しつつ立地する必要があり、かつ入居一時金および利用料に関する国の基準に従い適正な料金設定がなされている場合であること。

（立　地）

2　市の土地利用計画と調整のとれた場所であること。

（附　則）

この基準は、平成１３年４月２６日から施行する。

（附　則）

この基準は、平成１７年７月１５日から施行する。

（附　則）

この基準は、平成２４年７月１日から施行する。

（付　記）

上記提案基準に該当するもののうち、敷地面積が３，０００平方メートル未満のものについては、「事後報告基準１５」として取扱う。

（附　則）

この基準は、平成１３年４月２６日から施行する。

（附　則）

この基準は、平成１７年７月１５日から施行する。

（附　則）

この基準は、平成２４年７月１日から施行する。

（必要書類）

1　申請理由書（申請者の住所、氏名を記入し押印したもので、開発の必要性および概要等を具体

的に記述すること。）

2　当市の老人福祉主管課の確認書

3　申請地の登記簿謄本又は登記事項証明書

4　位置図（1/50,000あるいは1/25,000および1/2,500）

5　土地利用計画図

6　建築図面（平面図、立面図等）

7　その他市長が必要と認める書類